

(案)
契 約 書

広島県を甲とし、
を乙として、甲と乙は、次のとおり物品の売買契約を締結した。

(目的)

第1条 乙は、甲の指示に基づき、次の表に定めるとおり、物品を納入することを約し、甲は、これを承諾した。

1 品 名	2 規 格	3 予定数量	4 単価金額 (1リットル) (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
レギュラーガソリン	JIS-K2202の規格に適合する 89オクタン価以上のもの	12,000 リットル	金 円
軽油	JIS-K2204の規格に適合する もの	300 リットル	金 円

5 契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
6 納入場所	乙の所轄するガソリンスタンド

(契約単価)

第2条 契約単価は、契約期間中原則として変更しないものとする。ただし、市場価格の著しい変動があった場合には、甲と乙が協議して契約単価を改定する。(特約事項、別紙のとおり)

(契約保証金)

第3条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(納入の指示等)

第4条 甲は、乙に対して物品の納入を指示するときは、口頭での注油数量の指示及び注油カードをもって行うものとする。

2 乙は、注油後、乙が発行する納品書を甲に引き渡すものとする。

(損害の責任)

第5条 前条の場合で、乙が注油カードの記載車両番号と相違する車両に注油したときは、甲は、乙に対してその損害に対する責を負わない。

(納品、検査等)

第6条 乙は、第4条第1項の指示により物品を納入したときは、納品書により、その旨を甲に届け出るものとする。

2 甲は、前項の届出があったときは、納入物品が種類、規格又は数量に関してこの契約の内容に適合しているかについて速やかに検査を行うものとする。この場合、納入物品が検査に合格しないときは、乙は、その負担で現品を取り替えるか、又は甲の指示に従うものとする。

(試験検査)

第7条 前条の場合、甲が必要と認めるときは、乙の立ち会いのもとに納入しようとする物品から必要量を採取し、規格試験に付することができるものとし、これに要する一切の費用は乙の負担とする。

(権利義務の譲渡などの禁止)

第8条 乙は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合については、この限りでない。

(催告解除)

第9条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、

その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約の解除をすることができない。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、第1条表中の「3 予定数量」に記載の数量に「4 単価金額」に記載の金額を掛けた額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、解除の原因がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。
- 4 甲は、第1項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、前項の違約金の額を超える損害が甲に発生した場合、甲は、乙に対して、その超過額の支払を請求することができる。
- 5 甲は、本条各項の規定により本契約を解除した場合、それにより乙に損害が生じても、何ら賠償責任を負わない。

(無催告解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の全部を解除することができる。

- (1) 債務の全部が履行不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部が履行不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2項の規定による契約の解除をすることができない。

4 前条第3項から第5項までの規定は、第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 第9条第3項から第5項までの規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第9条第3項から第5項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第13条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（損害金の予定）

第14条 甲は、第11条第1項及び第2項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、第1条表中の「3 予定数量」に記載の数量に「4

単価金額」に記載の金額を掛けた額の10分の2に相当する金額の損害金を甲が指定する期間内に支払うよう乙に請求するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該を超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、第6条第2項の規定による検査に合格した後も適用されるものとする。
(代金の請求)

第15条 乙は、月ごとにまとめて、各所属別に整理した注油明細書を作成し、各所属別の請求書を添えて翌月の15日までに甲に提出するものとする。

(代金の支払)

第16条 甲は、前条により乙から提出された適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 甲は、前項の支払期限までに乙に代金を支払わないときは、甲は、乙に支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの遅延日数1日に応じて、未払の代金につき年2.5パーセント(算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。))がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率)の割合で算定した額の遅延利息を支払うものとする。

(実地調査など)

第17条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

(疑義の解決)

第18条 この契約の履行について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(管轄)

第19条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和8年4月1日

甲 広島県福山市三吉町一丁目1-1
広島県
契約担当職員 広島県東部総務事務所長

印

乙

印

特 約 事 項

契約書第2条ただし書の「市場価格の著しい変動があった場合には、甲と乙が協議して、契約単価を改定することができる。」とは、次のとおりとする。

- 1 経済産業省石油製品価格モニタリング事業の受託者が公表する石油製品の調査価格のうち、毎月の23日を基準日として、基準日以前に公表された基準日直近の調査日の週次の価格（以下「公表価格」という。）について、契約締結の月の前月の公表価格（以下「基準公表価格」という。）を基準として1円以上の変動があったときは、当該変動のあった月の翌月からの契約単価について、当該変動価格を当初契約単価に加えた額に改定する。
- 2 契約単価を改定した後に、公表価格と基準公表価格との差を当初契約単価に加えた額が、改定後の契約単価に比べて1円以上の差が生じたときは、当該月の翌月からの契約単価について、公表価格と基準公表価格との差を当初契約単価に加えた額に改定する。
- 3 公表価格は広島県における各品名の1リットルあたりの価格とする。
- 4 揮発油税、地方道路税、軽油引取税、消費税（地方消費税を含む。）等について変動があった場合は、当該変動が開始される日から当該変動額を加減し、契約単価を改定する。